

## 国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程

平成16年度九大就規第25号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 5年 4月28日  
(令和5年度九大就規第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第53条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学に勤務する職員のうち女性職員（以下「職員」という。）が受ける産前産後の休業、妊娠中における軽易な業務への転換等の保護措置その他必要な事項について定めるものとする。

(危険有害業務の就業制限)

第2条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦職員」という。）並びに妊産婦以外の職員を、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）で定めるところにより、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する業務等に従事させない。

(出産前の職員の休業)

第3条 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の職員が休業を請求した場合は、当該職員を出産の日までの請求した期間休業させる。

2 前項の休業の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(出産した職員の休業)

第4条 出産した職員を、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間休業させる。ただし、産後6週間を経過した職員が請求した場合において、医師が支障がないと認められた業務に当該職員を就かせるときは、この限りでない。

2 前項の休業の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

3 出産した職員は、速やかにその旨を届け出る。

(妊産婦職員の休業)

第4条の2 妊産婦職員の業務が当該職員又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、当該職員が医師の指導に基づき休業を請求したときは、必要と認められる期間休業させる。

2 前項の休業の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(妊娠中の職員の業務転換)

第5条 妊娠中の職員が請求した場合は、当該職員が現在就いている業務から他の軽易な業務に転換させる。

(妊産婦職員の勤務制限)

第6条 妊産婦職員が請求した場合は、所定の勤務時間以外の勤務、休日勤務及び深夜勤務に従事させない。

(生理日に就業が著しく困難な職員に対する措置)

第7条 生理日の就業が著しく困難な職員が請求したときは、当該職員に休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、生理のため就業が著しく困難であり勤務できないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

3 第1項の休暇の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(請求手続)

第8条 第5条の2の規定による在宅勤務を申請する場合を除き、この規程に定める保護措置の請求は、当該期間の開始前までに所定の様式により行わなければならない。

(期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い)

第9条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者については、別表1に掲げるとおり、この規程の定めるところを適用しない。

(期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い)

第10条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者については、別表2に掲げるとおり、この規程の定めるところを適用しない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者で、この規程施行前に人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の規定による保護措置を受け、当該保護措置の期間が平成16年4月1日以降となっているものについては、なお従前の例による。

3 この規程の施行前に、人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の規定に基づき保護措置を申請している職員については、この規程に基づき保護措置の申出をしたものとみなす。

附 則（平成18年度九大就規第33号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第29号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第27号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第37号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第3号）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期契約職員	第3条第2項(出産前の職員の休業)

	<p>第4条第2項(出産した職員の休業)</p> <p>第4条の2第2項(妊産婦職員の休業)</p> <p>第7条第3項(生理日に就業が著しく困難な職員に対する措置)</p>
パートタイム職員	<p>第3条第2項(出産前の職員の休業)</p> <p>第4条第2項(出産した職員の休業)</p> <p>第4条の2第2項(妊産婦職員の休業)</p> <p>第7条第3項(生理日に就業が著しく困難な職員に対する措置)</p>

別表2 (第10条関係)

対象となる者	適用を除外する条項
有期契約職員(無期転換者)	<p>第3条第2項(出産前の職員の休業)</p> <p>第4条第2項(出産した職員の休業)</p> <p>第4条の2第2項(妊産婦職員の休業)</p> <p>第7条第3項(生理日に就業が著しく困難な職員に対する措置)</p>
パートタイム職員(無期転換者)	<p>第3条第2項(出産前の職員の休業)</p> <p>第4条第2項(出産した職員の休業)</p> <p>第4条の2第2項(妊産婦職員の休業)</p> <p>第7条第3項(生理日に就業が著しく困難な職員に対する措置)</p>